

指定通所介護及び介護予防通所サービス 運営規程

この運営規程において、社会福祉法人太陽福祉会（以下「事業者」という。）が運営するデイサービスセンター・サンホーム（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。又要介護・要支援状態等にある高齢者を以下「利用者」という。

(事業の目的)

第1条 利用者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所介護等を行い、入浴、食事などの各種のサービスはもとより、利用者的心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活ができるよう居宅サービス及び予防介護・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 実施する通所介護の事業は次のとおりとする。

- (1) 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「通所介護」という。）事業
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「介護予防通所サービス」という。）事業
- 2 通所介護と介護予防通所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(運営の方針)

第3条 通所介護事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚令第37号）第92条に定める基本方針に基づきサービスを提供する。

- 2 介護予防通所サービス事業は、長岡市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年長岡市告示第108号）その他の関係法令に基づきサービスを提供する。
- 3 通所介護事業及び介護予防通所サービス事業は、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
- 4 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 デイサービスセンター サンホーム
- (2) 事業所の所在地 新潟県長岡市榆原784番地13

(従業者の資格)

第5条 当事業に従事する者（以下「職員」という。）の資格は次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉士又は社会福祉主任用資格

- (2) 看護職員 看護師、准看護師
- (3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- (4) 栄養改善指導員 管理栄養士
- (5) 口腔機能向上指導員 歯科衛生士、看護師、准看護師

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、通所介護事業所従業員と兼務とする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、所属職員指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、総括する。
- (2) 生活相談員 1人以上
 - ①利用者の受入れに関すること。
 - ②利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関すること。
- (3) 看護職員 1人以上
 - ①利用者の健康チェックに関すること。
 - ②利用者の看護、保健及び衛生管理に関すること。
- (4) 機能訓練指導員 1人以上（専従1名と他に看護職員兼務）
利用者の処遇計画における機能回復に関すること。
- (5) 介護職員 5人以上
 - ①利用者の処遇計画における各種サービス提供に関すること。
 - ②利用者の機能訓練の援助に関すること。
 - ③利用者の介護、介助に関すること。
- (6) 管理栄養士 1名
 - ①利用者の栄養指導に関すること。
 - ②利用者の栄養改善に関すること。
- (7) 歯科衛生士 1名
 - ①利用者の歯科衛生に関すること。
 - ②利用者の口腔機能改善に関すること。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年（年中無休）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後6時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。
- (4) 延長を希望される利用者の提供時間は午後4時30分から午後6時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第8条 利用定員は、通所介護、介護予防通所サービスあわせて33人とする。

(通所介護の内容)

第9条 提供する介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関すること
 - ①食事の介護
 - ②衣類脱着の介護
 - ③入浴の介護
 - ④機能訓練に関する介護
 - ⑤排泄の介護
- (2) 送迎に関すること
 - ワゴン車などによる送迎
- (3) 相談、助言、指導に関すること
 - ①健康管理による相談、助言に関すること
 - ②栄養改善、口腔機能向上指導

(介護予防通所介護等の内容)

第10条 介護予防通所介護の内容は、次のとおりとします。

- ①食事の提供
- ②入浴サービス
- ③機能向上訓練、栄養改善マネジメント、口腔機能向上、生活機能向上グループ活動

(サービスの取り扱い方針)

第11条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態等の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者的心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当っては、利用者的心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当って、その通所介護計画及び介護予防通所サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び介護予防通所サービス計画、提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(利用料その他の費用の額)

第12条 通所介護事業又は介護予防通所サービス事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額及び長岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年長岡市告示第107号)に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次に掲げる費用は、介護保険対象外費用として本人負担とする。

① 昼食(おやつ含む) (1食あたり)	<u>700円</u>
② 活動費 (材料費等)	実費
③ 行事費	実費
④ おむつ代	実費

3 前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(実施地域)

第13条 事業の実施地域は、長岡市、見附市、三条市とする。

(緊急時の対応方法)

第14条 サービスの利用中、利用者に体調、病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに契約書に添付した診断書を記載した主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第15条 管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地域消防署等関係機関と協議を行い、火災、地震、水害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施し、非常災害に対する具体的な契約や通報体制について定期的に職員に周知することとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(記録の整備)

第16条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(暴力団等の排除)

第17条 事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
- (2) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- (3) サービス利用日に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (4) サービス利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

(その他運営にあたっての重要事項)

第19条 事業実施にあたっては、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行えるよう、職員の勤務体制を整える。

- 2 職員はその業務上知り得た秘密を漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、管理者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 管理者は、提供した通所サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。
- 4 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から実施する。

ただし、改正後の第3条及び第10条の規程は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から実施する。